平成 23 年 11 月 17 日

各（課・局・室）長　殿

和泊町長　伊地知　実利

平成 24 年度当初予算編成方針について（通知）

平成 24 年度の当初予算編成方針について，和泊町会計規則第３条の規定により次のとおり通知する。

国においては平成23年9月20日に「平成24年度予算の概算要求組み替え基準」が閣議決定され，「平成24年度予算の概算要求を行うに当たっては，昨年度同様「中期財政フレーム」を前提に，ムダづかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ歳出全般にわたる改革に全力を挙げ，それにより確保された財源を用いて必要性や効果のより高い政策に重点配分するといった，省庁を超えた大胆な予算の組替えを行うことを基本とする」としている。

また，当面の財政運営に当たっては，「中期財政フレーム」を遵守しつつ，我が国の最優先課題である東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害の速やかな収束並びに震災と世界的な金融経済危機に直面している我が国経済社会の再生に全力を尽くすことが肝要であるとされている。

一方，鹿児島県においては，高齢化の急速な進展等による扶助費の増等により，現時点において 54 億円の財源不足が見込まれると試算されており，今後の県財政を取り巻く環境は，引き続き，極めて厳しい状況になると考えられている。このような状況を踏まえ，平成 24 年度当初予算編成においても，現在，策定を進めている「行財政運営指針（仮称）」における具体的取組事項を踏まえ，歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組む必要があるとされている。このため，予算要求基準では，普通建設事業費における公共事業及び県単公共事業費を，平成 23 年度当初予算額（一般財源ベース）の 95.0 パーセントの範囲内とするなど，依然として厳しい状況を踏まえた予算編成方針となっている。

このような国及び県の予算編成方針等を踏まえ，本町の平成24年度当初予算編成に当たっては，引き続き，第６次和泊町行財政改革大綱及び第２次集中改革プランに基づき，これまでの各種取組を検証しながら，事務事業の徹底した見直しや新たな財源確保の検討を行うとともに，各種施策を着実に推進するため，無駄な補助金の見直しや新たな財政支援の必要性を検討し，限られた財源を効果的に活用することを目的に，事務事業の優先順位付け等によるメリハリのある予算配分の重点・効率化を行うことが必要である。

一方，本町の平成 22 年度国勢調査人口は 7,114 人であるが，住民基本台帳によれば，最近においても人口の減少が大きいことが懸念される。このため，

産業間連携等によるこれまでにない新しい産業や雇用の創出，定住交流の促進，共生協働の視点や民間活力による活性化策等新たな事業展開が必要であり，各課において具体的な企画力が求められている。

各事業の検証については，行政評価のＰＤＣＡサイクルを確立し，国・県の予算編成の動向について十分に留意するとともに，平成 22 年度からスタートした第５次和泊町総合振興計画やその実施計画及び過疎地域自立促進計画等の実現に向け，総合振興計画の基本理念である「自助，共助，公助で共生・協働のまちづくり」を柱に，町民のやる気・元気を引き出し地域の総合力向上に繋ぎ，「町民が輝き，活力と潤いと魅力あふれる花の町」を目指して，真に必要な行政サービスが提供できる予算要求となるよう期待して予算編成方針とする。

平成24年度予算編成要領

1　基本的事項

予算編成方針を踏まえ，単に前年度予算を基にした編成ではなく，事務事業の必要性をゼロベースから精査の上，適切に予算措置することとする。予算要求においては所管する事務事業について徹底して見直し，各施策の優先順位の選定を行うとともに，本年度予算執行の状況を勘案した上で，年間所要額を見積り要求すること。

(1)　当初予算は，年度を通じて予想される全ての歳入，歳出を計上した年間予算として要求すること。したがって，予算補正は，年度途中における制度改革に伴う経費，災害復旧事業等やむを得ないものを除き行わないこととする。見積書の作成については，各節について積算を正確にし，過大見積は絶対にしないこと。

(2)　既定の経費については，慣例にとらわれることなく，社会情勢の変化により行政効果が期待できなくなったもの，所期の目的を達成したもの等は整理合理化すること。

(3)　行政経費のうち，特定の受益者が負担すべきものについては見直しを行い，経費負担の実質的公平を図るものとする。

(4)　町民の新たな行政需要に対応するため新規事業の導入に当たっては，単に既存事業の仕組み等の延長で考えるのではなく，斬新なアイデアの導入や視点を変えるなどして積極的に取り組むこと。

(5)　新規事業の要求に当たっては，重複，関連する既存事業（経常経費を含む。）について十分整理のうえ，必要なものについては既存事業の統廃合等を行うなど，事業体系の複雑化を招かないように留意すること。新規１事業につき，廃止１事業以上を要し，廃止事業における一般財源総額の範囲内とする。

また，行政の責任分野，経費負担のあり方及び負担割合・行政効果等の観点から従来にも増して厳しく検討を行うとともに，原則として３年以内の終期を設定すること。なお，事業の実施にあたり，組織・人員の検討が必要なものについては事前に総務課と十分に協議のうえ要求すること。

(6)　国・県補助事業等については，一括交付金など予算編成の動向に留意し，真に必要なものに限って受け入れることとし，単独で行う方が効果的に実施できるものや，国・県補助金が零細で効果が乏しいもの，全額が国・県補助金であっても後年度の行財政上の負担増につながるもの等については，その導入を行わないこと。要求に当たっては，的確な見通しを立て年間予算に過不足が生じないように十分留意するとともに，複数の課（局）に関連する事業については関係課（局）において十分調整を行うこと。

また，国・県の負担率が引き下げられたもので，町が負担義務を負うも

のについては, 真に必要と認められるものについてのみ受け入れることとし，町負担が任意のものについては，国・県の負担減に伴う町費の継ぎ足しはしないこと。

(7) 議会及び監査委員からの要望又は指摘事項については，特に留意すること。

2 事務事業の見直し

事務事業については，平成 23 年度に引き続きその見直しを行い，事業の重点化，効率化を図るべきものであるが，平成 24 年度の予算編成に当たっては，事務事業検討委員会の審査結果を踏まえつつ，事務事業の緊急性・効率性等を十分精査し, 従前にも増して徹底した整理合理化と経費の節減に努め，新たな行政需要に対応する財源の確保を図る必要がある。

また, 町単独補助金及び町費継ぎ足し補助金については, 行政の責任分野, 経費負担のあり方，行政効果等を勘案し，民間活力の趣旨を踏まえ，行政負担のあり方及び負担割合について見直しを図ると同時に, 原則として補助金交付要綱が整備されていない町単独事業については認めないものとする。

3 歳入に関する事項

(1)町税

国の施策，税制の改正，経済情勢の動向等を十分勘案し，的確な見積りを立て，課税客体の完全補足及び収納率の向上と自主納税の普及に一層の努力をすることとし，滞納処分を前提にした徴収率の向上に努めること。

(2)分担金・負担金

受益者負担の原則に基づき，事業の性格，実施規模，受益の限度等を十分検討して，適正な額を計上すること。

(3)使用料・手数料

受益者負担の適正化・公平化の原則に立脚し，最近の社会経済情勢の推移，原価との比較，郡内市町村との比較など勘案のうえ，見直しを図ることとし，自主財源の確保に努めること。

(4)国・県支出金

国・県補助事業等については，国・県の予算編成状況の動向を見極めながら，的確な見積りを行い収入の確保を図ること。また，補助基準額が実情にそぐわず町の超過負担になっているもの，交付時期の遅いもの，国・県・町との負担区分にくい違いのあるものについては，所管省庁へ積極的に働きかけその解消に努めること。

(5)地方債

対象事業を厳選するとともに，事業の適債性，緊急度，効果等を十分検討し，的確に見積もること。なお，起債は借金であることを認識したうえで，事業の適債性，充当率については事前に財政係と協議すること。

(6)財産収入

町有財産全般についてその現況を点検するとともに，町有財産の貸付については，近隣の状況等を勘案した貸付料の適正化に努めるとともに未収金の徴収に努めること。また，未利用財産については，売却等も検討すること。

(7)その他の収入

財源確保の立場から，過去の実績等を十分検討し，適正な額を計上すること。

収入未済の多額なものについては，徴収目標を設定し法的措置も視野に入れた具体的な解消策を実施すること。

4　歳出に関する事項

(1)事業名の設定

事業名の設定に当たっては，施策の内容を的確に表現し，町民にわかりやすい簡易な名称を付すること。（国・県の補助事業であっても国・県の事業名を安易に用いないこと。）

(2)人件費

和泊町報酬及び費用弁償等に関する条例により計上すること。

事業費支弁以外の職員の人件費は総務課で一括計上する。

(3)賃金

職員間の所掌事務の改善等により対処し，安易に継続的雇用や職員の代替等のアルバイトを雇用することは一切認めない。

人夫の雇用・委託料等によって行う施設の管理・維持等については「シルバー人材センター」の積極的な活用をお願いしたい。

業務は全て職員で対処することが原則であり，長期的な臨時雇用については認めない。ただし，保育所・各小中学校等については総務課長と事前に協議すること。

(4)旅費

ア　普通旅費については，必要最小限度の日程・人員とし，上部機関の主催する研修会，定例的な大会，協議会への参加は真に町の課題となっているテーマに限って参加する等選択を厳密にすること。

イ　県外出張は原則として認めない。また，県外視察等については例外なく認めない。補助団体等についても同様とする。

ウ　各種団体への旅費助成及び視察旅費等は，旅費規程による旅費の５

割を上限とする。

エ　特別旅費については，恒例化・既得権化しているものは自重すること。また，特別旅費から普通旅費への流用は制限する。

オ　出張については主管課長等が責任を持って厳選すること。

カ　県内・郡内の各種協議会等の企画する先進地視察は，真に町の必要とするテーマに限って参加すること。また，町の負担金等で運営している組織から旅費助成を得て，一般財源支出がないとの安易な理由による出張があるが，原資は町が負担及び補助をしているとの認識に立って対応すること。なお，この様な事例については，組織の財政に余裕があると判断し負担金を減額すること。

(5)需用費・役務費

細節単位で内容を十分検討のうえ，徹底して経費の節減に努めること。なお，施設の維持補修費は老朽度を考慮し，経常経費の枠内で計画的に実施すること。また，需用費・役務費の性格を十分検討し，計上する科目を判断すること。

(6)備品購入費

事務用品については，補助，起債事業以外での新規購入・更新を認めない。コピー機パソコン等を使用料で導入する場合も同じ扱いとする。

公用車については，軽自動車とし普通乗用車等の購入は認めない。リースによる場合も同様とする。

(7)委託料

事務事業の外部委託の可否を検討するとともに，既に実施している委託の業務内容を再検討し，委託の必要性・頻度・行政効果等を慎重に考慮して必要最小限の額を見積もること。

(8)補助費等

補助対象事業の内容・実績・効果等を十分検討し，ゼロベースから積上げを行い整理統合すること。また，各種協議会等の統廃合や補助率が高いものは見直しを行い，補助対象経費について今一度検討すること。

次の事項に該当する補助対象事業については，補助額（率）の見直し，改廃等の整理合理化又は終期の設定を行うこととし，補助金交付要綱等の根拠規程が整備されていない補助金についてはこれを認めない。

ア　所期の目的が概ね達成され，或いは社会的・経済的実情に合わなくなったもの。

イ　受益者負担，融資等他の措置によって十分目的が達成できるもの。

ウ　既に他の団体の事務事業として同化又は定着化しているもの。

エ　補助効果が乏しく，著しく零細な補助事業。

オ　多額の決算剰余金が生じている団体，交付が長期間にわたっている団体，事業目的が類似している団体等に対する補助金については徹底

した整理を図ること。

補助金交付団体の平成22年度決算書，実績報告書及び平成23年度予算書（写し）を１部提出すること。（補助金自己診断ノートに添付。）

補助金診断ノートについては，補助を受けている団体に記載させているものがあるが，必ず担当者が記載し効果等を判断すること。

(9)扶助費

現行制度の基準に基づき要求することとするが，国の制度改正等に留意し算出すること。なお，対象者の決定については十分調査検討を加え，不公平のないよう配慮すること。特に，町の単独事業については，制度そのものの継続の合理性等を必ず整理の上，必要に応じ制度改正を積極的に検討すること。

事務的経費（旅費・需用費等）の計上に当たっては，特に方針が示されていないものは，年間所要額を要求すること。よって，年度途中の補正は一切認めません。

(10)投資的経費

第５次和泊町総合振興計画との整合性を保つとともに，新規事業については，緊急かつ必要不可欠なもののみ計上すること。100万円以上の新規事業は，事前に総務課財政係と打ち合わせを行っておくこと。

また，基本計画の段階から，運営体制，周辺との調和をはじめ，機能面・維持管理面に配慮すること。また，国・県の補助基準単価や，後年度の維持管理経費に留意し，経済性について十分検討を行うこと。

ア　補助事業については，国・県の承認が得られず後日事業費の減額，又は町単独事業に振り替えることのないように関係機関との連絡を密にし，的確な情報に基づいた見積りを行うこと。

イ　事務費の積算については，事務費使途規準に基づき可能な限り人件費に計上のこと。

ウ　県単独事業及び町単独事業については，緊急度及び投資効果等を十分検討すること。

エ　補助事業については，超過負担を厳に慎むこと。

なお，別紙主要事業一覧表により１件100万円以上の事業内訳を予算要求資料と同時に提出すること。

(11)その他

予算の見積り漏れによる安易な流用が見受けられるので，予算の見積りについて十分に精査すること。

5　特別会計等

特別会計及び企業会計にあっても，一般会計に準じて編成することとするが，その会計の設置の趣旨等を十分に踏まえ，独立採算性の原則，財政健全化からその内容を精査検討し，安易に一般会計からの繰入れに依存することなく，健全運営がなされるように配慮すること。（所管する課において事前の査定を十分に行うこと。）

6　その他の事項

(1)提出書類

ア　平成24年度歳入・歳出予算見積書（１号・２号）
イ　継続費見積書（任意の様式）
ウ　繰越明許費見積書（任意の様式）
エ　債務負担行為見積書（任意の様式）
オ　債務負担行為支出予定額調書
カ　補助金（町単独）調べ
キ　平成24年度主要事業予定調書
ク　旅費要求明細書
ケ　補助職員配置要望調べ
コ　新規事業・既存事業見直し調書

上記の見積書等には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

（ア）事業及び経費の概要とその計画
（イ）経費の算定基礎及び財源内訳
（ウ）見積の基礎となった法令又は通達等の根拠

(2)提出期限

新規事業・既存事業見直し調書	平成23年12月1日（木）
その他	平成23年12月19日（月）

(3)提出先

総務課財政係

(4)提出部数

Ａ４版１部（原本でなくコピー，差し替え及び訂正は原本で行うこと。）

(5)添付書類

補助金交付団体の平成22年度決算書及び実績報告書（写し）
補助金交付団体の平成23年度予算書（写し）
補助金自己診断ノート

(6)精査を十分に行い，記載すべき事項は全て記載すること。

(7)注意事項

①補助事業については，国の予算編成状況に十分注意し，制度の改廃，補助率の変更等事業内容に変更が確認され次第速やかに財政係に連絡の

うえ見積書の差し替え等適切な処理を行うこと。

②歳入見積額と歳出見積額の財源内訳欄の各数値との整合性を図ること。

(8)旅費（標準見積額）について

船賃は二等寝台料金とする。

鹿児島　1回　2泊3日（　55，830円）

奄　美　1回　2泊3日（　33，820円）

※　見積書の提出に際しては，必ず各所属部署で回覧し所属長の決裁を受けること。